

企業結合に伴う問題点

— 多重代表訴訟について —

Problems of multiple representative lawsuit with business combination

石 垣 美 佳

要約

わが国の商法は、平成14年以降、「会社法制の現代化」と題する大改正についての審議が行われ、平成17年において、「会社法」が成立し、組織再編規制が見直され、合併等対価の柔軟化、略式組織再編の新設等がなされた。組織再編が行われる企業が多くなり、会社法を通じて、できるだけコーポレート・ガバナンスのしっかりした統治機構をもった会社を作ることが必要であり、会社法改正の議論がされてきたのである。

平成18年に施行された会社法は、平成26年に大きな改正があり、企業結合から生じる問題点であった「多重代表訴訟制度」が組み込まれた。

本稿においては、その「多重代表訴訟制度」の導入に着目し論じていくこととする。まず、「多重代表訴訟制度」の立法に至るまでの経緯を独占禁止法改正や会社法改正から論じ考察する。

さらに、「多重代表訴訟制度」の内容を踏まえ、導入後の問題点も論じることとする。

キーワード：多重代表訴訟、株主代表訴訟、株式交換・株式移転、親会社・子会社

- I. 問題の所在
- II. 多重代表訴訟制度の立法化に至るまでの経緯
- III. 多重代表訴訟制度導入に際しての議論
- IV. 法制審議会での論議
- V. 多重代表訴訟制度の内容
- VI. 導入にあたっての問題点
- VII. 結びにかえて

I. 問題の所在

「企業結合（組織再編・経営統合など）」という言葉をよく耳にするようになったのは、平成10年頃からであったと思われる。

その頃は、バブル時代が過ぎ、日本経済が低迷し、経営が困難になる会社が多くなっていった。そこで、会社は、生き残りを図るために企業結合を始めるようになったが、完全に会社が親子関係となるのは容易ではなかった。

平成9年の独占禁止法の改正による持株会社解禁や平成11年の商法改正による株式交換・株式移転制度により、完全親子会社の関

係を結ぶることになったことは、それまでの経緯から考えて、画期的なことだと思えた。

このように、組織再編を容易にするなどの法整備は行われ、その効果はあったと思われる。だが、国際的にコーポレート・ガバナンスが注目されている中、わが国の企業グループにおいて適切なコーポレート・ガバナンスを実現することはできているのだろうか。親会社・子会社のグループ経営のための法整備には、問題点がいくつか浮き彫りにされている。

親会社の取締役は子会社に対して善良なる管理者の注意義務をもって経営管理を行わな

ければならないはずであるが、どの程度まで親会社が子会社に対して関与しているのだろうか。事実、子会社レベルにおいて不祥事が起こることもあり、子会社での不祥事は、企業グループ全体に深刻な影響を与えている。そのような状況に対し、取締役に対する責任の追及方法として、「特定責任追及の訴え（以下「多重代表訴訟」という。）」が、以前から組織再編の積み残しといわれ、議論が繰り返され、ついに平成26年に立法化されたのである。

その立法化に至るまでの経緯を辿り、「株主代表訴訟」との関係性を考慮しながら検討する。また、今後の多重代表訴訟制度の運用を視野に入れ、わが国の会社法制における多重代表訴訟制度の必要性や意義、そして多重代表訴訟制度が導入された後の問題点についても検討したいと考える。

II. 多重代表訴訟制度の立法化に至るまでの経緯

国際化が進み、グローバルスタンダードとして、企業グループにおいてはコーポレート・ガバナンスの重要性が高まった。日本の従来の企業経営は、社長などの経営者が企業を統治してきたが、多くの不祥事などにより、経営を会社（経営者）まかせにしては行けないと、株主に向けた経営が考えられるようになったのである。

そこで、着目されるようになったのが株主代表訴訟制度であり、さらに多重代表訴訟制度である。そして、今回のテーマの多重代表訴訟制度の導入に対する議論は、旧商法の時代からなされてきた。片倉工業事件や三井鉱山事件（子会社による親会社株式の違法取得の問題）をきっかけに子会社取締役の任務懈怠による損害を親会社だけでなく、親会社株主からの追及も認めるべきではないかと。しかし、現在のように持株会社形態での経営が広まっておらず、反対する論者も多く、多重代表訴訟制度の導入が緊急性の高いものとは考えられていなかった。議論はくりかえされ

るものの立法的に多重代表訴訟制度の導入には至らなかったのである。

ところが、独占禁止法改正による純粋持株会社の解禁、商法改正による組織再編（株式交換・株式移転等）により、現行の株主代表訴訟では提起できない「株主権の縮減」という問題点が生じた。それが多重代表訴訟制度導入に対する緊急性を高めたのである。

まずは、純粋持株会社の解禁により会社法の動きにも大きく影響を及ぼした独占禁止法との関係を考察する。

1. 独占禁止法との関係

合併法制の合理化が実現した平成9年には、再編法制の整備の大きな原動力となる別の法改正も行われている。独占禁止法が純粋持株会社を解禁したことである。それまで、独占禁止法は「株式を所有することにより、国内の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする会社」（平成9年改正前独禁法9条3項）の設立およびその事業形態への転換を全面的に禁止していた（同条1項・2項）。その趣旨は、経済支配力の過度の集中の防止にあるといわれていた。

しかし、経済の国際化の進展と長引く不況の中、とくに平成6年頃から、純粋持株会社を頂点とした企業グループを認めることにより、企業組織の再編成を容易に行うことができるようになること、多角化した事業の分離化と全体的な管理部門等の集権化とを同時に実現するには持株会社制が必要とされること、欧米諸国では持株会社は企業経営の弾力化の手段として利用されており、持株会社を禁止するわが国の現状ではダイナミックな国際競争に対応できないこと等を根拠に、持株会社の解禁が経済界を中心に強く主張された。

そのような中、平成7年頃より純粋持株会社解禁のための法改正へと動き出し、平成9年、事業支配力の過度の集中をもたらすものを除き、原則として純粋持株会社を解禁する独占禁止法改正へと至ったのである¹⁾。

1) 稲葉武雄・尾崎靖男「改正史から読み解く会社法の論点」p307-308

純粋持株会社とは、親会社を頂点とする企業グループの形成を可能にし、親会社自身は実質的な事業を行わず、子会社株式の保有のみを行うものである。

よって、親会社の株主は、親会社が純粋持株会社の場合には、親会社の株式を保有してはいるものの、実質的には実際の事業を行う子会社に出資していることになる。

それにもかかわらず、現行上の株主代表訴訟制度では、原則として株主がその保有する株式を発行する株式会社に対して、訴訟を提起することを認める制度であるため、親会社の株主は子会社の役員等を被告として責任を追及することができない。

したがって、親会社の株主の保護の観点や損害回復機能および任務懈怠抑制機能の実効性確保のため、親会社の株主が子会社の責任を負うその子会社役員等を被告として、責任の追及をする訴訟を提起することができる多重代表訴訟制度の導入が検討されたのである²⁾。

ちなみに、我が国における持株会社としては、たとえば、25社の銀行持株会社（平成31年4月1日現在）と14社の保険持株会社（平成31年3月26日現在）が存在する。また、経済産業省によれば、平成26年度末現在、純粋持株会社が485社存在する（平成28年3月10日付経済産業省ニュースリリース）。

2. 商法改正（株式交換・株式移転）

日本経済の立て直しを考えた場合には、個々の企業の競争力を高めなければならない。そのため、商法においても確実にそこに照準を合わせて必要な改正がなされている。

まず、平成9年に、会社の合併手続の簡素合理化を図るとともに、株主、債権者などに対する情報の開示の充実を図るなどの改正が行われた。この合併法制の見直しは、企業の国際的な競争が激化する中で、企業の再編成を容易にし、経営の効率化を促進し、国際的な競争力を確保するという緊急の課題に対応

するものであった。しかしながら、企業の再編成を促進するための法整備としては、合併手続を合理化するだけでは十分ではない。

平成11年には、完全親子会社関係を容易に創設するための株式交換・株式移転（以下「株式交換等」という。）の新しい制度が導入され、この制度の導入により、持株会社が急速に広まり、企業の再編成を促がす結果になったのである³⁾。

この株式交換等により完全親子関係の会社が増え、株主の責任追及の観点から、それまで以上に従来の株主代表訴訟制度の問題点が浮き彫りにされた。

その問題点は、現行法の株主代表訴訟制度では、株主の責任追及には限界があるとされ、多重代表訴訟制度への導入が考えられてきたのである。

このように、独占禁止法の改正による純粋持株会社が多数存在することになり、業務の中心が子会社である一方で、持株会社による子会社に対する経営のチェックが十分になされていないと思われる事例など、子会社の怠慢経営や不祥事等が親会社を含む企業グループ全体に悪影響を及ぼす事例（雪印食品・東芝機械・三菱ふそうトラック・バス株式会社等の不祥事）などから、もはや親会社の管理に任せておくだけでは足りず、親会社株主が子会社取締役に対しての直接の牽制手段を持つことが必要であると認識されるようになった。このようなことが導入議論を活発的にさせた背景にある⁴⁾。

独占禁止法や商法改正により、完全親子会社が増え、企業グループ化が進んだことにより、現行の株主代表訴訟制度の限界を感じ、多重代表訴訟制度の導入の意見が高まったが、そもそもどんな限界があったのであろうか。その限界について、従来の株主代表訴訟制度と比較しながら、その限界を考察する。

2) 大塚和成・西岡祐介・高谷裕介「Q&A平成26年改正会社法」p155-156

3) 山城将美「企業統治の法的課題」p214以下

4) 鳥養雅夫・大堀徳人・山田洋平「コーポレート・ガバナンスからみる会社法 平成26年改正を踏まえて」p69

3. 株主代表訴訟制度の限界

株主代表訴訟制度は、平成5年の商法改正によって代表訴訟の手数料が一律となり、利用しやすくなってからは、役員等に対する規律づけの手段として、コーポレート・ガバナンス上重要な役割を果たしている。そのため、このような株主代表訴訟制度による規律づけを、子会社の役員等にも及ぼす必要があると考えられるようになった⁵⁾。

しかし、株式交換等をした場合、子会社株主であった者が親会社株主になることがあり、子会社の不祥事等があったとしても、親会社株主の立場では子会社を直接訴えることができない。そのような事情が、株主代表訴訟制度の限界ではなかろうか。

また、親子会社の関係にある場合でも、それぞれ単独の会社であることを前提に規定しており、親会社取締役が子会社の業務を監督する義務を負う旨の明文規定が存在しないため、株主代表訴訟では子会社への提訴は困難である⁶⁾。

さらに、株式会社が株式交換等をした場合における株主代表訴訟については、以下のよう
な問題点があったとされている。

そのような問題点を、商法の改正をふまえて考察する。

(1) 旧商法下 (851条創設前) における問題点

旧商法下の「株主代表訴訟制度」では、株主代表訴訟の「係属中」に会社が株式交換等により完全子会社になる場合、原告株主は、完全親会社の株主になって、当該会社の株主でなくなることから、原告適格を失い、株主代表訴訟は却下されるという下級審裁の判例が続いた⁷⁾。

よって、これらの下級審裁判例に対しては、学説により多くの批判がなされた。その結果、現行法においては、株主代表訴訟の「係属中」に会社が株式交換等により完全

子会社になる場合、完全親会社の株主になった者は訴訟が認められないため、会社が故意に株式交換等を行い、訴訟逃れをするケースも考えられる。そのようなケースを防止するために、株主代表訴訟の「係属中」に原告適格を失わないことが定められたのである⁸⁾。

(2) 現行法 (851条創設後) における問題点

①株主代表訴訟の「提起前」に株式交換等が行われた場合の株主保護

会社法851条の創設により、株主代表訴訟の「係属中」に株式交換等が行われた場合には、原告株主が、原告適格を失わないことが立法的に明確化されたが、株主代表訴訟の「提起前」に株式交換等が行われた場合に、完全親会社の株主となった者が、完全子会社の取締役等の責任を株主代表訴訟で追及することができるかという問題については、なお立法によっては解決されなかった。

②株主代表訴訟の「提起前」に関する裁判例

そして、この点について、現行法施行後の裁判例は、少なくとも株式移転について、株主代表訴訟の「提起前」に株式移転が行われた事例において、株主の原告適格を消極的に解していた。

すなわち、この問題については、現行法施行後に、B社の株主であったXが、株式移転によってB社の完全親会社A社が設立されたことによってA社の株主となった後、株式移転前のB社取締役および監査役の任務懈怠について、(ア) Xが完全親会社A社の株主として、完全子会社B社の取締役および監査役の責任を追及する株主代表訴訟を提起した事例(東京地判平19・9・27判時1992号134頁)と、(イ) Xが完全親会社A社の株主として、元B社の取締役であり現在はA社の取締役である者の責任を追及する株主代表訴訟を提起した事例(東京地判平20・3・27判時2005号80頁)がある。

5) 高橋陽一「多重代表訴訟制度のあり方」p3

6) 野村修也・松井秀樹「実務に効くコーポレート・ガバナンス 判例精選」p129

7) 東京地判平13・3・29判時1748号p171、名古屋

地判平14・8・8判時1800号p150

東京地判平15・2・6判時1812号p143、東京地判平15・7・24判1858号p154

8) 相澤 哲「一問一答新・会社法〔改訂版〕」p248

そして、いずれの裁判例も、Xが株式移転後に訴訟したため株式移転前のB社の取締役ら（たとえ現在はA社の取締役だとしても）任務懈怠責任を追及することを否定した⁹⁾。

このように、現行の株主代表訴訟では、商法の改正が行われたとしても、親会社の株主が、実質的に事業を行っている会社（子会社）に対しての訴訟を起こせなくなると、健全な企業経営に対しての不安も多くなっていた。まさに、これが現行の株主代表訴訟制度での限界であったのである。この限界は上記裁判例の消極的な判断からもわかる。

しかし、限界であったとしても、株式会社の株主が株主代表訴訟を提起する前に株式交換等が行われた場合、その株主は自らの意思で株主たる地位を失うわけではなく、また、その株式交換等の後でも、完全親会社の株主として、その株式交換等の前にその原因である事実が生じた取締役等の責任等の追及につき利害関係を有していることからすれば、その責任等を追及する訴えをその株式交換等の後に提起することができないものは、適切でないとの指摘がなされていた¹⁰⁾。

このように、平成11年の商法改正により株式交換等が容易に行われ、完全親子関係会社が多数存在するようになったが、株主代表訴訟制度では、親会社の株主保護には限界があると議論され続けていた。そこで多重代表訴訟制度導入が検討されたが、経済界からの反対などもあり、導入には議論が繰り返されたのである。多重代表訴訟の導入の賛否をめぐる議論は、多重代表訴訟制度の導入を推進する学界とこれを阻止しようと反対する経済界が対立するというものであった。

そこで、多重代表訴訟制度導入にあたっての議論を検証する。

Ⅲ. 多重代表訴訟制度導入に際しての議論

多重代表訴訟制度の導入に際しての議論は、旧商法時代からされてきたが、専門部会

としての法制審議会会社法制部会第1回会議（平成22年4月28日）が設置され、その会議においても、親会社に関する規律の指摘として「多重代表訴訟制度」について検討されてきた。

多重代表訴訟制度導入までの間には、賛否両論があり、意見交換が行われてきたが、その内容は次のようなものである。

多重代表訴訟制度導入の賛成論

そもそも、株主代表訴訟制度は、取締役等が株式会社に対して責任を負っている場合に、取締役等の間に親密な関係・同僚意識から、株式会社が取締役等の責任を追及することを期待することができず、株式会社ひいては株主の利益が害されるおそれがあることから、株主に、株式会社の取締役等の責任を追及するための代表訴訟を提起することを認め、株式会社ひいては株主の利益の回復を図るものであるとされる。また、このような損害回復機能だけでなく、任務懈怠抑止機能があるともされている。

すなわち、企業集団における親会社の取締役等と子会社の取締役等との間の人的関係により、子会社の株主である親会社が子会社の取締役等責任追及を懈怠するおそれが典型的・構造的に存在し、子会社の取締役等が子会社に対して責任を負っている場合であっても、子会社のみならず、親会社も子会社の取締役等の責任を追及しないために、子会社の損害が填補されず、その結果、親会社の損害も填補されない可能性があるとの指摘がなされていた。

また、このような場合には、子会社の取締役等任務懈怠を十分に抑止することができない可能性があるとの指摘もなされていた¹¹⁾。

そこで、賛成論としての見解として、(1)株主権の縮減と(2)企業グループのガバナンスを挙げてみる。

⁹⁾ 大塚・前掲（脚注2）p178-180

¹⁰⁾ 中間試案補足説明第2部、第1、1(4) p35

¹¹⁾ 阿部泰久「立法経緯から読む 会社法改正」p120-123

(1) 株主権の縮減

株主権の縮減とは、親会社や持株会社の株主にとって、その株式価値に大きな影響を持つ子会社の事業活動の管理・監査や調査を行うことができないことである¹²⁾。

株主代表訴訟でいえば、親子会社関係が存在する場合には、独立した会社であれば株主代表訴訟の対象とされるべき責任が追及されなくなるといこと、あるいは、株主は会社の事業部門の長である取締役に対して株主代表訴訟を提訴できるのに対し、親子会社関係が形成され、そのような事業部門が子会社化されると、もはやそのような子会社取締役に対して代表訴訟を提起できなくなることが問題視されていた¹³⁾。この問題点は、わが国では、持株会社の解禁によって、クローズアップされた。学説においては、「株主権の縮減」を根拠に多重代表訴訟を立法化すべきであると主張する見解が多かった¹⁴⁾。こうした見解の前提には、親子会社関係の存在により子会社取締役に対する提訴懈怠可能性があると認識がある¹⁵⁾。

(2) 企業グループのガバナンス

「株主権の縮減」では、多重代表訴訟の必要性を十分に説明できないとして、企業グループのガバナンスとの関係でその効用を説く見解がある¹⁶⁾。すなわち、現状において、

親会社取締役の責任追及を通じた親会社株主の利益保護や企業グループの経営の効率性・適法性が担保されていると言い切れない原因の1つは、企業グループの管理・運営における親会社取締役の義務の内容と、親会社取締役と子会社の関係の双方が不明確で、その結果、完全親会社取締役による指図などの立証が困難であることにある。多重代表訴訟制度の導入により、このような問題が部分的に解決される可能性があるため、多重代表訴訟を、企業グループ全体を対象とした内部統制システムを補完する制度と位置づけた上でその導入に賛成すべきであるというのである¹⁷⁾。いわゆる「グループ経営」との関係で多重代表訴訟を捉えようとする見解も基本的に同じ視点を共有するものである¹⁸⁾。

2. 多重代表訴訟制度導入の反対論

子会社の取締役等が子会社に対して責任を負う場合には、親会社株主は、子会社の管理・監視を怠ったことについての親会社の取締役等の責任を追及することにより、親会社の損害の填補を図ることができる。このように考える場合には、親会社の取締役等が株主代表訴訟の危険にさらされることで、親会社の取締役等の任務懈怠を抑止することができ、その結果、親会社の取締役等を通じて、子会社の取締役等の任務懈怠を間接的に抑止するこ

12) 浜田道代「持株会社と会社の地位」資本市場法制研究会編『持株会社の法的諸問題－資本市場法制研究会報告』p55-56、森本滋「純粹持株会社と会社法」法曹時報47巻12号3043頁、山田泰弘「株主代表訴訟の法理」p248、加藤貴仁「会社法制の見直しの検討 (1) 企業グループのコーポレート・ガバナンスにおける多重代表訴訟の意義 (上)」商事法務1926号p4

13) 加藤・前掲 (脚注12) p5

14) 浜田・前掲 (脚注12) p5-6、森本・前掲 (脚注12) p3029、春田博「アメリカにおける重層代表訴訟の展開」長濱洋一教授還暦記念『現代英米会社法の諸相』p191、柴田和史「二段階代表訴訟」竹内昭夫先生追悼『商事法の展望－新しい企業法を求めて－』p487、山田泰弘「親子会社・株式交換と多重的代表訴訟 (二・完) : アメリカ法における運用と正当化理論を参考にして」名古屋大學法政論集178号p273 同「親子会社・株式交換と多重的代表訴訟 (一) : アメリカ法

における運用と正当化理論を参考にして」名古屋大學法政論集177号p321 周劍龍「持株会社と二重株主代表訴訟」私法61号p249 島田公明「純粹持株会社と株主代表訴訟」ジュリスト1140号p16 古川朋雄「米国における二重代表訴訟制度の日本法への導入について」六甲台論集法政学篇54巻3号p37

15) 中間試案補足説明第2部、第1、1 (1)

16) 加藤・前掲 (脚注12) p4、加藤貴仁「会社法制の見直しの検討 (2) 企業グループのコーポレート・ガバナンスにおける多重代表訴訟の意義 (下)」商事法務1927号p37

17) 加藤・前掲 (脚注12) p18、加藤・前掲 (脚注16) p7

18) 船津浩司「グループ経営の義務と責任」p414、大杉謙一「多重代表訴訟について－グループ会社経営と子会社取締役が負う義務の内容－」民事事修2012年2月号p658

とができるとも考えられる¹⁹⁾。これは、多重代表訴訟の制度を導入しなくとも、株主代表訴訟の提起で十分であることから、多重代表訴訟制度の導入に否定的である。また、多重代表訴訟制度導入の反対意見としては、多重代表訴訟制度の導入は、企業の組織選択に影響を及ぼし、企業集団における効率的経営に支障をきたすおそれがあるとの指摘もなされていた。

もっぱら経済界の側から、多重代表訴訟制度の導入に反対する論拠として、以下のようない見解があげられた。

(1) 子会社取締役の実質的地位と組織形態選択への歪み

企業が事業部門を分社した場合など、子会社取締役は、実質的に事業部門の長（従業員）と変わらない場合でも、分社しなければその従業員は株主代表訴訟の対象にならないのに、分社したことにより株主代表訴訟の対象となるというのは相当性を欠く。また、そのような多重代表訴訟を認めることにより企業の組織形態の選択に歪みをもたらすことにある²⁰⁾。ここでは実質従業員を訴訟の対象とすることの不当性と多重代表訴訟により企業の選択の自由が制約されるという2つの問題が取り上げられている。

(2) 法人格の異別性

多重代表訴訟は、親会社の株主が親会社とは別個の法人格を有する子会社の取締役に対する責任追及の訴えを提起することを認めるものであるから、親子会社はそれぞれ法的に別個の法人格という前提を覆すものであるとする²¹⁾。

(3) アメリカ法と対比

アメリカでは、親会社株主による多重代表訴訟が認められている。これは、株主として

の親会社の子会社への権利あるいは子会社の孫会社への権利を親会社株主が代位行使する形態の訴訟である。多重代表訴訟は判例法によって古くから発展し、広く各州の判例法で認められている。しかし、その理論的根拠は統一されていないが、アメリカでは、親会社株主による承認という事前規制と多重代表訴訟という事後救済の両面から親会社株主の地位・権利の脆弱性に一定の対処をしているといえそうである。これに対して日本では、親会社株主の地位の脆弱性に対しては親会社株主の帳簿・閲覧権という場面で相当の配慮をしているように思われる²²⁾。

アメリカの多重代表訴訟は、わが国で議論されている多重代表訴訟とは必ずしも一致しない。多重代表訴訟に関するアメリカの判例法理の一部は、すでにわが国においても会社法851条により立法化されているので、それ以外をどうするかが問題となる。

そもそも株主代表訴訟や多重代表訴訟がアメリカ由来の制度であるからといって、必ずしもそれにならう必要はない。株主代表訴訟をどのように制度設計するかは、他の制度も視野に入れながら、わが国における株主代表訴訟の現状や機能を踏まえて行われるべきである²³⁾。

(4) 濫訴の懸念

わが国の株主代表訴訟制度は、欧米と比べて提訴のハードルが低く、「1人の株主が責任を追及するといえ、他のすべての株主が反対であっても最後まで提訴できるという制度」になっている。つまり、わが国では、提訴段階において、株主共同の長期的利益の観点から提訴が適切であるか否かを検討することができない。このような現行の株主代表訴訟制度に内在する問題が、多重代表訴訟制度の導入によって増幅するおそれを懸念している²⁴⁾。

19) 阿部・前掲（脚注11）p121

20) 志村直子「二段階（多段階）代表訴訟」「会社法制見直しの論点」p153

21) 法制審議会会社法制部会第6回会議（平成22年10月20日開催）議事録p17

22) 森本 滋「企業結合法の総合的研究」p268・p272

23) 志村p153。神田秀樹ほか「会社法制の見直しに関する中間試案について」ソフトロー研究19号頁

24) 高橋・前掲（脚注5）p27

しかし、しばしば言及される濫用的訴訟のおそれも、何をもって濫訴というのかを含め、実態を踏まえた議論が必要であるとされている。

こうした意見での導入賛成論は、多重代表訴訟自体の導入の必要性についての意見が弱く、また、導入反対論は、多重代表訴訟に対する批判というよりは、多重代表訴訟自体に対する反対の意見のようであった。両者の意見が説得力にかけていることもあり、議論は続いた。

IV. 法制審議会の論議

1. 中間試案

多重代表訴訟制度の創設については、厳しく意見が分かれたことから、中間試案では、創設するものとするA案と、創設しないものとするB案の2案が併記されていた。

しかし、その後の審議でも論議は収斂されず、最終盤の法制審議会会社法制部会第22回会議（平成24年7月4日）に至り、さらに、以下の2案が示されていた。

【A案】多重代表訴訟の制度を創設するものとする。

【B案】次のような規律を設けるものとする。

- ① 取締役会は、その職務として、「株式会社及びその子会社からなる企業集団の義務の適正の確保」を行うものとする。
- ② ①の職務は、次に掲げる事情その他の事情に応じて、これを行うものとする。
 - ア ①の企業集団における各子会社の重要性
 - イ 当該株式会社によるその子会社の株式の所有の目的及び態様

（注）B案によることとする場合には、上記のほか、総株主の議決権の100分の1以上の議決権を有する株主等は、株式会社の子会社の取締役等の責任の原因となる事実があることを疑うに足りる事由があるときは、当該株式会社に対して、当該責任の追及に係る対応及びその理由等を通知することを請求することができる旨の規律も設けるものとする。

このような提案に対しては、経済界代表委員から、A案についても引き続き反対するとともに、B案についても、以下のような反対が示された²⁵⁾。

- ・親会社の取締役会として、その「業務の適正の確保」ということでは、一体何をもって適正を確保したといえるのか不明確である。
- ・結果責任を問わないという前提であるとしても、具体的に責任を問う株主、債権者からすると、業務の適正が確保されていないではないかという方向に流れることは容易に想定できる。
- ・子会社の内部統制について、子会社の取締役会の職務とされているのは、子会社の内部統制システムの基本方針の決定であり、それに基づいて、具体的に内部統制を構築して運用するのは、子会社の業務執行者の職務である。B案においては、子会社自身の内部統制システムの構築そのものは、親会社の取締役会が行う業務の適正の確保には含まれないという理解になるのか疑問である。

こうした中間試案における多重代表訴訟制度を導入しない【B案】を妥当とする判断ではないかということで、多重代表訴訟制度の導入の議論と共に注目された判決の検討を行う。地裁から最高裁までの原告の主張を認め、日本の裁判史上、初めての親会社取締役の子会社に対する監視・監督義務の存在を認めた判決である。

2. 判決事例（福岡魚市場株主代表訴訟事件）

(1) 事案の内容

親会社である福岡魚市場と、100%子会社であるフクシヨク、訴外3社で、一定の預かり期間に食料品（冷凍魚）を売却できなければ順番に買取るというダム取引（グルグル回し取引）を行い、不良在庫が増加し、子会社フクシヨクの債務が超過し、多大な債務を残した。これらの事実に対して、親会社の福岡魚市場の株主Xが、親会社と子会社の取締役

25) 阿部・前掲（脚注11）p122

を兼務する取締役Yに対して任務懈怠を迫及する株主代表訴訟を提起した事件である。

①判旨

一審・二審・最高裁、共に親会社取締役Y（子会社取締役を兼務）の義務として子会社への監視・監督義務を認め、Yに監視・監督義務の違反があると認定し、親会社から子会社への支援であっても貸付回収が不可能な金銭額については親会社の損害とし、損害額の認定を行っている。

②検討

この判例は、親会社取締役の義務の具体的内容の中に、子会社に対する監視・監督義務を認めたという意味においては、大きな意味を有し、親子会社関係の法律がどうあるべきかを考える上でも重要な判例である。

つまり今後、子会社の不正によって、親会社が損害を被った場合には、親会社株主は親会社取締役の任務懈怠を迫及して損害を賠償させるという方法がこの判例を通じて明確となった。この判例は子会社の不正によって損害を親会社が負った場合に親会社取締役に対して親会社株主が責任迫及する場合のリーディングケースといえるだろう。子会社の不正を知ったうえで見逃し融資を行った場合は、もちろん、その調査・監視・監督が不十分なままに融資を行った場合にも義務違反となるということを明確にしたことの意義は大きい。

今後、親会社は監視・監督義務違反を恐れて子会社に対する法令順守・コンプライアンスの徹底を指示・監督することが予想され、コーポレート・ガバナンス、企業統治を向上させる判決となったと考えられる。

一方で、本件では親会社取締役が子会社取締役を兼任しているという特殊な事情があることから、監視・監督義務内容は兼任していない取締役と比べて重いものとなり、任務懈怠と認定されやすい状況にあったと考えられ、一般化はできないとも考えられる。判決

においては、親会社取締役らは不正の疑惑解明の為の作為義務（子会社への綿密な調査等）が存在したと認定されているが、どの時点で、どの程度の作為義務が存在するのかという点においても、参考となる判例だろう。

また、監査・監督という見地からも、親会社取締役の子会社に対する監視・監督義務の存在を認めたことで意義のある判例である²⁶⁾。

この判例から、多重代表訴訟制度導入に反対する論者は、子会社の損害に対し、親会社取締役への監視・監督義務違反の任務懈怠責任の迫及で十分であると論じ多重代表訴訟制度導入に反対した。確かに、親会社株主にとって、子会社取締役の任務懈怠によって生じた損害を親会社取締役の監視・監督義務違反をもって迫及することで、損害の補填の可能性はある。

(2) 私見

この判例は、親会社が子会社の経営破たんにより損害を被ったことに対して、親会社株主が、親会社取締役の子会社に対する監視・監督義務違反を提訴したものであり、判決ではそれが認められた。この結果から、中間試案のB案のように、現行の株主代表訴訟制度で親会社取締役の子会社への監視・監督義務違反を迫及することができれば、多重代表訴訟制度を導入しなくてもよいのではないかとも思われる。

しかし、この判例は、親会社取締役が子会社取締役を兼任しているという特殊な事情があり、兼任していない場合などは、責任迫及は難しい。さらに、親会社が十分に監視・監督したにも関わらず子会社取締役が任務懈怠を行った場合には責任迫及ができないこと、子会社取締役の任務懈怠の責任を親会社取締役へ転嫁しているということなど、株主代表訴訟制度では対処できない部分が残されている。

そのようなことから、判例などによってそ

²⁶⁾ 福岡地判平23・1・26 金融・商事判例1367号 p41、福岡高判平24・4・13 金融・商事判例1399号 p24 最一小判平成26・1・30

それぞれの事例で提訴できるか否かの判断や訴訟結果が異なるよりも、多重代表訴訟により親会社株主が子会社取締役を直接的に訴えることができるという手段があることの意義は大きいのではないかと。

もちろん、多重代表訴訟制度が導入されたとしても、現行のように、親会社取締役の義務違反があれば責任追及できることは当然である。親会社株主保護の見地から、多重代表訴訟の適用対象会社の株主は、子会社取締役への責任追及と親会社取締役への責任追及の選択ができ、これは択一的な関係ではなく、両立し得る請求であり、その請求方法の選択肢が広がる。このことは多重代表訴訟制度を導入する意義にもつながるのではないであろうか。多重代表訴訟制度が導入された後、制度による責任追及を行うか否かは原告の判断に任せるべきであるが、多重代表訴訟制度の導入が果たして意義のあるものかどうかについては、後述 (VI. 導入にあたっての問題点) する。

たしかにこの判例は特殊なケースであったとは言えるものの、親会社取締役の子会社取締役への監督責任を初めて認めたものであり、アメリカに倣って導入された株主代表訴訟から長い年月が流れてアメリカのような株主代表訴訟の延長と考えられる。

しかし、この判例が多重代表訴訟制度の導入の審議にあたり、中間試案【B案】の後押しにならなかったのは、株主代表訴訟では、親会社の監視・監督義務違反を立証できるのは、かなりの説得力が必要であるためである。そうかと言って、多重代表訴訟制度が導入されても適用要件が厳しいことから、この魚市場の判決は、今後の株主代表訴訟に大きく影響するように思われる。

この判例は、結果的には、「親会社取締役の子会社の業務を監督する義務を負う」という、まだ明文化されていない規定の改正について影響を及ぼしたようである。

3. 法制審議会での結論

結局、法制審議会会社法制部会の審議では結論が得られなかったため、要綱案取りまとめの直前に至るまで、部会長、法務省、経団連の間で議論が繰り返され、対象子会社の範囲を限定し、少数株主権とすることなどを条件として、賛成、反対の議論を繰り返す中、平成26年6月20日に多重代表訴訟制度の法案は成立した²⁷⁾。

V. 多重代表訴訟制度の内容

多重代表訴訟は、いうまでもなく親会社株主保護のためのツールの1つであるが、より重要なのは、それが結合企業におけるコーポレート・ガバナンスを実効的に担保する機能を有することである。とりわけ、純粋持株会社の創設が解禁されて10年余りの間に、純粋持株会社がかなりのスピードで日本の企業社会に浸透し、相当数の純粋持株会社が設立されることに鑑みると、多重代表訴訟を早急に会社法に導入すべきであると考えられてきた。

他方、主として経済界からは制度創設に反対の意見が多数表明されており、法制審議会会社法制部会における議論においても、経済界を中心に反対意見が見受けられた。このように多重代表訴訟制度を立法により導入する必要性が存在すると考える場合には、経済界からの懸念にも配慮して、いくつかの要件が必要だったのである²⁸⁾。

1. 要件

(1) 原告適格

原告適格とは、訴訟の審判対象となる特定の権利または法律関係について原告として訴訟追行し本案判決を求めることのできる資格をいう。

① 最終完全親会社等の株主

多重代表訴訟の原告となるには、まず最終完全親会社等の株主であることが必要となる(改正法847条の3第1項)。

²⁷⁾ 阿部・前掲(脚注11) p123

²⁸⁾ 北村雅史・高橋英治「藤田勝利先生古稀記念論

文集 グローバル化の中の会社法改正」 p 117-120

最終完全親会社等については、条文に定義規定が設けられており、「当該株式会社の完全親会社等であって、その完全親会社等がないもの」をいい、完全親会社等にいかなる株式会社が該当するかについては、改正法847条の3第2項各号に定められている。

これは子会社に少数株主が存在する場合には、当該少数株主に、子会社の取締役等の責任の追及を委ねることができることから、完全親子会社関係がある場合に限り多重代表訴訟を認めるべきであるとの指摘をふまえたものであると説明されている²⁹⁾。

② 少数株主権

通常の株主代表訴訟については、1株でも株式を保有していれば誰にでもこれを提訴できる（いわゆる単独株主権である）に対し、多重代表訴訟の原告となるには、株式会社の最終完全親会社等の総株主の議決権の100分の1以上の議決権または当該最終完全親会社等の発行済株式の100分の1以上の数の株式を有する株主であることが必要となる（改正法847条の3第1項）。

中間試案段階では、株式会社と親会社の株主との関係が間接的であることを理由として提案されたが、現行の株主代表訴訟を提起することができることになっていることもふまえ、なお検討を要するものとして注書にとどめられていた³⁰⁾。

しかし、その後の法制審議会会社法制部会においても、多重代表訴訟制度導入に伴い少数株主による濫訴のおそれがあるというよりは、完全子会社とその完全親会社の株主との関係は、当該完全親会社を通じた間接的なものであること等の理由から、現行の株主代表訴訟と異なり、多重代表訴訟を少数株主権とすることに理由があると判断されたのである。

なお、この100分の1の割合については、定

款でこれを下回る割合を定めることが認められている。

③ 継続保有要件

最終完全親会社等が公開会社である場合の多重代表訴訟の原告適格については、次のように、公開会社でない場合の継続保有要件を不要と定めることにより、公開会社である場合に限って、6ヶ月（定款でこれを下回る期間を定めた場合はその期間）の継続保有要件を必要とする規定となっている。

これは、現行の株主代表訴訟に関する現行法の規律と同様に、濫訴防止のため、最終完全親会社等が公開会社である場合に限り、上記のような継続保有要件を定める趣旨である³¹⁾。

(2) 被告適格

① 発起人等

多重代表訴訟の被告は、株主会社の発起人、設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人または清算人（以下「発起人等」という）に限定されている（847条1項本文、423条1項）。

また、「株式会社」とは、日本の会社法に基づき設立された株式会社を指すことから、株式会社以外の形態の子会社や外国法に基づき設立された会社は、対象外とされている³²⁾。重要性の基準（5分の1要件）

改正法は、多重代表訴訟の被告の要件として、責任の原因となった事実が生じた日における最終完全親会社等およびその完全子会社等（改正法847条の3第3項により、完全子会社等とみなされるものを含む）における株式会社の株式の帳簿価額が当該最終完全親会社等の総資産額として、法務省令で定める方法により算定される額の5分の1の額を超える当該株式会社の発起人等であることを求めている（改正法847条の3第4項）。

総資産額の5分の1を要件としたのは、事

²⁹⁾ 中間試案補足説明第2部、第1、1(2) p29-30
「最終完全親会社等」とは、自社の上位に自社の株式全部を直接または間接に保有している株式会社が存在しない株式会社、すなわち企業グループにおける最終、つまり、完全親子会社関係の一番上の完全親会社等を意味する。

「完全親会社等」は、株式会社に限定され、株式会社以外の会社や外国法人は含まない。

³⁰⁾ 前掲（脚注29）p30

³¹⁾ 大塚、西岡、高谷・前掲（脚注2）p159-161

³²⁾ 中間試案・前掲（脚注15）p29・p31

業譲渡や会社分割において、株主総会の決議が不要とされる要件（改正法468条2項、現行法784条3項等参照）を参考としたものである。また、その株式会社の株式の時価ではなく帳簿価額を基準としたのは、時価を算定するのは困難な場合もあり、基準の明確性を考慮したものである³³⁾。

しかし、法制審議会会社法制部会において、特に経済界から、提訴懈怠可能性の観点から役員と使用人とを同視する基準としての5分の1基準は妥当ではないとして、さらに割合を引き上げるべきとの意見が出されたが、5分の1基準のままで維持された³⁴⁾。

多重代表訴訟で影響を受ける会社

多重代表訴訟は、その対象となる会社の範囲が総資産額の5分の1超の要件を満たす完全子会社のみとされたため、実際に多重代表訴訟のリスクを懸念しなければならない会社の範囲は相当限定された。

実際に5分の1超の基準を満たすといわれている会社には、たとえば以下の会社などがある。

- ・メガバンクの銀行子会社
三菱UFJフィナンシャルグループの子会社である三菱東京UFJ銀行や三井住友フィナンシャルグループの子会社である三井住友銀行、みずほフィナンシャルグループの子会社であるみずほ銀行など
- ・損害保険会社グループの子会社
東京海上ホールディングスの子会社である東京海上日動火災保険、NK SJホールディングスの子会社である損害保険ジャパンおよび日本興亜損害保険など
- ・証券グループの子会社
大和証券グループ本社の子会社である大和証券など
- ・その他
NTTの子会社であるNTT東日本及びNTT西日本、Jフロントリテイリングの子会社である大丸松坂屋百貨店、セブン&ア

イ・ホールディングスの子会社であるセブンイレブン・ジャパンおよびイトーヨーカ堂、三菱ケミカルホールディングスの子会社である三菱レイヨン、アサヒグループホールディングスの子会社であるアサヒビールなど

なお、多重代表訴訟制度は上記のような上場会社グループのみならず、非公開会社に対しても適用される。したがって、いわゆる中小企業や同族企業において、資産管理会社が資産規模の大きな子会社を有している場合などには、多重代表訴訟の対象になる可能性がある³⁵⁾。

VI. 導入にあたっての問題点

多重代表訴訟を提起できる親会社の株主は、①最終完全親会社等の株主であり、②100分の1以上の株式を保有し、③公開会社であれば6ヶ月以上の保有期間を満たしているのが要件であり、かつ親会社に損害が生じている場合である。この要件があまりにも厳しすぎて、実質的に利用できる親会社株主の数が少なすぎるのではないかという問題がある。そしてさらに、訴訟が係属しても訴訟途中に完全親会社でなくなった場合や、持株比率が100分の1を下回った場合には、原告適格を欠くとして却下されることから、訴訟逃れを許すこととなりかねない。そのような多重代表訴訟を提起することができない（多重代表訴訟制度の要件を満たさない）親会社の株主は、直ちに司法的救済手段によって保護されなくても仕方がないとの価値判断があるように思われる。この多重代表訴訟制度が実際に運用され、同制度によって保護を受ける親会社株主と保護を受けることができない親会社株主が現実に出現することで、その間の平等ないし均衡が現実の問題となるであろう。この不平等については、省令レベルから法律レベルへと格上げされた内部統制システムの整備に関する規定や、「福岡魚市場株主代表訴訟事件」の判例により少しは解消されるか

³³⁾ 商事法務No.2045 p32

³⁴⁾ 大塚、西岡、高谷・前掲（脚注2）p163-165

³⁵⁾ 菊地 伸「会社法 改正法案の解説と企業の実務対応」p111-114,p120-122

もしれない。「福岡魚市場株主代表訴訟事件」では親会社取締役の子会社管理責任を認めたと評価しうる裁判例が出されているが、改正法下で親会社株主が親会社取締役の責任追及ができるのは、いったいどのような場合になるであろうか³⁶⁾。

親会社株主が親会社取締役の責任追及ができるのは、子会社の不正行為が親会社取締役の違法または不当な指図に基づく場合、親会社の子会社の不正の兆候が見られるにもかかわらず調査実施せずに監督・指導を怠った場合、親会社取締役が不正を犯した子会社取締役に対する責任の追及を不当に怠った場合などに限定はされてくる。責任追及に関して子会社に対する監督義務は明文化されていないだけに責任追及は難しい場合が多い。

そもそも、多重代表訴訟制度導入については、日本の従来の企業経営は経営者が企業を統治することが中心であり、多くの不祥事などにより、経営を会社（経営者）まかせにしてはいけないと、株主に向けた経営が考えられるようになったことがきっかけであった。また、独占禁止法改正による純粋持株会社の解禁、商法改正による組織再編（株式交換・株式移転等）により、企業グループ全体の内部統制システムが必要になったことが目的であった。この適用要件が厳しいままの多重代表訴訟制度では、適用会社は限られ多重代表訴訟制度の導入が意味のないものになりかねない。しかし、今回の改正では企業グループ全体を対象とした内部統制システムの構築を会社法が要求しているとしても、親会社の子会社に対する指図権が明文化されていない以上、親会社による子会社の管理には一定の限界があることを考えると、多重代表訴訟制度が立法化されことには意義があると思う。

もし、親会社の子会社に対する監督義務責任が明文化されれば、従来からの株主代表訴訟制度でも企業グループ全体を対象とした内部統制システムはある程度は可能であろう。しかし、その場合、子会社の業務に対する過剰な介入により、過剰な責任追及を招くおそ

れがあり、経営の効率化が害される可能性がある。また、親会社取締役にあまりに厳しい義務を課すと、子会社を作って子会社経営陣の裁量を広く認めることのメリットも、損なわれてしまう。企業形態を考えると、事業会社が事業部門を分社化した場合には、親子会社関係の創設の経緯からいって、親会社による子会社管理が機能する可能性が高いように思われる。一方、持株会社形態で統合した企業グループについて、持株会社に子会社の管理を期待することは現実的ではない場合もある。

今回の改正で親会社取締役の子会社取締役への責任追及を明文化することは見送られたことから、せつかく多重代表訴訟制度が導入されたのであれば、適用要件を修正することができればと思う。まず、親会社の損害要件であるが、親会社の損害を把握するには時間もかかる。子会社の含み損があった場合、親会社には損害が把握できないこともあり、多重代表訴訟は提起できない可能性がある。その時点では親会社に損害がないとしても、子会社の違法行為を放置しておけば、いずれは親会社にも損害を及ぼしかねない。そう考えると、親会社の損害要件については、たとえ親会社に損害が及んでいなくとも、子会社の違法行為を発見した時点で、多重代表訴訟を提起できればと思う。また、最終完全親会社株主であるかについては、最終完全親会社株主でなければ、多重代表訴訟の提起ができない。そのため、親会社はあえて完全でなくなるために、グループ外の者に株式の一部を保有させることも可能である。このような方法がとられては多重代表訴訟を容易に回避することができてしまうであろう。たしかに、完全親会社でない場合には少数株主が存在しており、少数株主が子会社責任を株主代表訴訟で提訴できるが、もし仮に少数株主が子会社取締役の関係者等である場合提訴の期待はほとんどない。そのように考えると、少数株主に株主代表訴訟の提訴義務を期待することは難しいので、やはり多重代表訴訟で直接子会

36) 大塚、西岡、高谷・前掲（脚注2） p 174-175

社取締役を訴えることが望ましいといえる。そうすれば少数株主まかせにせずとも、親会社株主として、子会社や孫会社などの会社の取締役に対して、直接提訴できる。よって、最終完全親会社株主の要件をなくせば、多重代表訴訟制度の提訴の頻度も上がるのではないだろうか。いずれにしても、経済界からの反対を受け、多重代表訴訟制度導入には多くの制限があるが、依然として後を絶たない子会社の不祥事を考えると、今後の企業グループの健全な経営のためには親会社取締役の子会社取締役への責任追及を明文化することよりも、直接責任追及ができる多重代表訴訟制度のさらなる改正が必要であると思う。

今回の改正直前に、みずほ銀行においては、多重代表訴訟制度が導入されることを懸念して、平成26年4月1日に起こったできごとがある。その後の平成26年6月20日に改正案は可決された。4月ということは、あくまでも導入されることを予想してのことだったのかと疑問視するが、次のような内容である。

みずほ銀行は、親密信販会社を通じた提携ローンで暴力団向けの融資が発覚し、金融庁から業務改善命令を受けた。これに対し、みずほフィナンシャルグループの株主が株主代表訴訟の準備を進められていたようだが、みずほ銀行は頭取が4月1日付で退任し、後任に副頭取が昇格する人事を発表した。頭取は、みずほフィナンシャルグループの社長は続ける、という唐突な辞任劇だったといわれている。この背景には、その後、多重代表訴訟導入により、みずほ銀行の役員もこの対象になり得ることから、その圧力は無視できないと考えられたともいわれている³⁷⁾。

このような事前に手立てを打つことが可能であるならば、多重代表訴訟の効果はあるのだろうか。法律が改正されたとしても、抜け道という存在があるのなら多重代表訴訟の効果は期待できない可能性もある。だからといって、法律が存在するのとしらないのでは大きく異なる。多重代表訴訟制度の導入は、企業グループ経営の在り方を考える点でも価値

のある改正であると思う。なぜなら、もし、みずほ銀行の辞任劇が、多重代表訴訟を懸念しての理由であったとしたら、そのような抜け道のような方法をとらなくても、常に企業グループとしての経営を考えていくことが大切であり、株主への信頼にもつながる。なぜ抜け道のような方法と考えたかという点、このみずほの件は、子会社であるみずほ銀行の頭取が辞任して責任を取った形であり、親会社であるみずほフィナンシャルグループの社長の地位はそのままであった。多重代表訴訟が導入される前のことで、株主代表訴訟で子会社の監督責任として、みずほフィナンシャルグループの社長への訴えの準備は進められていたといわれている。もし、株主代表訴訟でみずほフィナンシャルグループの社長が訴えられていたら、どのようになったであろう。親会社取締役の子会社に対する監視・監督義務の存在を認めることは容易ではないが、同年の1月に日本の裁判史上、初めて親会社取締役の子会社に対する監視・監督義務の存在を認めた「福岡魚市場株主代表訴訟事件」の例があり、みずほフィナンシャルグループの社長の責任は認められ、社長の地位も子会社であるみずほ銀行の頭取の地位も失っていたかもしれない。多重代表訴訟制度の導入後であれば、親会社取締役の子会社に対する監視・監督義務を認めさせるよりは、子会社であるみずほ銀行の頭取を訴える方が直接的であると考え、多重代表訴訟の提訴の可能性が高くなる。しかし、少数株主権という適格要件は、みずほフィナンシャルグループ規模の会社では、少数株主権である持株割合が1%ほどの株主は大株主と呼ばれるほどで、訴訟を起こすことはかなり限定してくる。この少数株主権の適用要件では、みずほ銀行への多重代表訴訟の可能性は低かったかもしれない。そうなるなら多重代表訴訟制度が存在しながら、提訴は期待できず、この件に関しての訴訟は提訴されないかもしれない。もし、原告適格である少数株主権について、通常の株主代表訴訟の同様、単独株主権という要件とすれば、

37) 夕刊フジ <http://www.zakzak.co.jp/> 2014/01/29

みずは銀行への多重代表訴訟の提訴の可能性は大きくなるであろう。

確かに、多重代表訴訟が頻繁に濫用されては、企業はそのことばかりを気にして企業グループの経営にも支障をきたすことも懸念される。しかし、親会社の株主の保護や、コーポレート・ガバナンスを考慮しながら、多重代表訴訟の適用する企業がどれだけあるのか見つつ、原告適格、被告適格の要件などを改正することにより、多重代表訴訟の制度の導入が意義のあるものであると言えるであろう。

Ⅶ. 結びにかえて

多重代表訴訟制度の導入については、立法化されたとはいえ、まだまだ問題点が多く残されていると思われる。企業グループが多重代表訴訟制度の導入を踏まえ、訴訟にならないよう健全な経営を行えば、国外の投資家もわが国の企業に投資をする可能性が多くなるのではないと思う。そうなれば、企業も喜ばしいことであるし企業の発展に伴って、投資家も株価が上がり、また、企業の成長により従業員にも給料などの面で還元されていくであろう。そして、健全な企業が行う経営により、もし商品販売のような企業であれば、消費者にも良い影響を与えることになるであろう。そう考えると、多重代表訴訟制度の導入は「コーポレート・ガバナンス」が図れ、企業全体、社会全体に喜ばれることといえるのではないであろうか。

また、アメリカのように株主代表訴訟制度を認める以上、多重代表訴訟制度もその延長上にあるものとして当然に認められると考えれば必要といえるのかもしれない。わが国でも、株主代表訴訟制度は、とりわけ法規範の形成および不正の抑止の観点から、コーポレート・ガバナンスにおいて大きな役割を果たしている。

しかし、わが国では多重代表訴訟制度を株主代表訴訟制度の延長と考えた事例はなかった。しいて言えば、前述の「福岡魚市場株主代表訴訟事件」がその考え方に近いとも捉えることができるのではないであろうか。

そのような経緯によって、わが国は、法規範の形成が重要であるといえる。また、わが国のコーポレート・ガバナンスの観点から、企業グループの健全な経営を考えた場合、不正の抑止が必要である。なぜなら、会社の損失は、その会社の株主のみにとどまらず、債権者や他社の株主などを含め、社会全体に及ぶ可能性がある。すなわち、第一次的な損害が子会社に発生した場合には、子会社に損害賠償責任を迫及することが望ましいのであって、そのような処理を実現するために多重代表訴訟が必要になるといえる。

1999年旧商法改正や2005年会社法制定の際に、多重代表訴訟の立法が見送られたが、10年以上の歳月を過ぎ、「多重代表訴訟」が法改正により新設された。「多重代表訴訟」は、「特定責任追及の訴え」として、会社法第847条の3項となるが、1950年、アメリカに倣って「株主代表訴訟」(第847条)が導入されてから、長い年月をかけて、日本の会社法制は大きな変革をもたらしたのである。これも、グローバルといわれる国際化が発展してきたことや、コーポレート・ガバナンスの考え方が前提にあるのであろう。

衆議院法務委員会(平成26年4月11日)で、当時の法務大臣が「多重代表訴訟制度は、持株会社形態や完全親子会社関係にある企業グループが多数形成されるようになってきたという我が国の現状を踏まえて、完全親会社の株主を保護するために設けることとした。

成文法上の制度として設けるのは余り先例がないことで、今後どういう運用になるか、我々も今後の運用をよく注視していかなければならない」という発言があった。

法案は可決・施行されたが、これだけの議論を繰り返して創設された「多重代表訴訟」がいったいどれくらい適用されるのであろうか。実際には要件もかなり厳しく適用は少ないかもしれない。しかし、けっして多く適用されることが良いのではなく、訴訟などのない健全なグループ経営が理想であり、「多重代表訴訟」の導入は企業グループ経営の健全化を図るための「お目付け役」として創設されたのであると考えたい。だからと言って、株

主から訴えられる側の取締役には委縮した経営に陥ることなく、積極的な企業経営を期待したい。

今回の改正である「多重代表訴訟制度」では、適用要件の厳しさにより、適用対象の親会社株主もいれば、適用対象外の親会社株主もいる。たとえば、前述のように内部統制システムの整備に関する規定や、「福岡魚市場株主代表訴訟事件」の判例により適用対象外の親会社株主にも、株主代表訴訟制度があるとはいえ、適用対象の親会社株主には「多重代表訴訟」と「株主代表訴訟」の両方の選択も可能であり、法の下での平等からすると不平等である。不平等を解消するためには、この厳しい適用要件は緩和すべきである。たしかに、濫訴の懸念はあるが健全な企業経営を求めるためには、非常に重要なことであると考えている。

よって、多重代表訴訟制度は、通常の株主代表訴訟と同様に広く認められるべきであると思うが、現段階で考えると、適用要件の厳しさもあり「多重代表訴訟制度」の導入の是非は判断しづらい。たとえば、適用要件については、最終完全親会社等の株主であるという点は、完全親会社等の株主であるということも厳しいが、完全ではない場合、少数株主が存在するので、少数株主によって訴訟が起こる可能性はある。しかし、最終完全親会社等の株主であるとなると、その子会社との間にかなり多くの会社が存在するとなれば、子会社の損害が結果的に親会社の影響を及ぼしたことを立証することは、決して容易ではなく困難である。この要件は、最終でなくても、完全でなくてもよいのではないであろうか。少数株主権についてはみずほグループの例でも分かるように大株主と呼ばれるぐらいでなければ、適用要件を満たさない。そう考えると、株主代表訴訟と同じ単独株主権にすべきであると思う。また、重要性の基準については、株式の帳簿価額ではなくせめて、総資産額の5分の1超であれば、適用会社も増えるのではないかと考える。

このように、今後それらの適用要件を改めることにより、「多重代表訴訟制度」の導入は、さらに価値のある改正であるといえるのでは

ないであろうか。そのためにも、その適用要件の改正が早い段階で行われることを期待し、この「多重代表訴訟制度」の導入が健全な企業経営に影響を及ぼし、日本経済の発展へと繋がればと考える。

【参考文献】

- 相澤 哲 『一問一答新・会社法〔改訂版〕』 商事法務 (2009年)
- 青竹正一 『法律学の森 新会社法 第3版』 信山社 (2010年)
- 阿部泰久 『立法経緯から読む 会社法改正』 新日本法規出版 (2014年)
- 伊藤靖史・大杉謙一・田中亘・松井秀征 『会社法 第2版』 有斐閣 (2012年)
- 稲葉威雄・尾崎安央 『改正史から読み解く 会社法の論点』 中央経済社 (2008年)
- 稲葉威雄・笠原武朗 『平成26年会社法改正を考える』『平成26年会社法改正の概要』 法律時報86巻11号
- 岩原紳作 『会社法制の見通しに関する要綱案の解説』(別冊商事法務No.372)
- 岩原紳作ほか 『会社法制の見直しへ向けた課題と展望』 商事法務1956号
- 岩原紳作・小松岳志 『ジュリスト増刊 会社法施行5年 理論と実務の現状と課題』 有斐閣 (2011年)
- 江頭憲治郎 『結合企業法の立法と解釈』 有斐閣 (1995年)
- 江頭憲治郎・岩原紳作・神作裕之・藤田友敬 会社法判例百選 第2版』 有斐閣 (2011年)
- 江頭憲治郎・中村直人 『論点体系 会社法 6 組織再編Ⅱ、外国会社、雑則、罰則』 (2012) 江頭憲治郎 『株式会社法 第7版』 有斐閣 (2018年)
- 大杉謙一 『多重代表訴訟について—グループ会社経営と子会社取締役が負う義務の内容—』 民事研修2012年2月号
- 大杉謙一 『子会社管理に関する取締役の義務』 ジュリスト1471号 (2014年)
- 大塚和成・西岡祐介・高谷裕介 『Q&A平成26年改正会社法』 金融財政事情研究会 (2014年)
- 岡 伸浩 『平成25年 会社法改正法案の解

- 説 企業統治・親子会社法制等の見直しと実務対応』中央経済社（2014年）
- 奥島孝康・落合誠一・浜田道代『新基本法コンメンタール 会社法3』日本評論社（2009年）
- 落合誠一・太田洋・柴田弘子『会社法制の見直しの視点』商事法務（2012年）
- 落合誠一・太田洋・森本大介『会社法改正要綱の論点と実務対応』商事法務（2013年）
- 加藤貴仁『会社法制の見直しの検討（1）企業グループのコーポレート・ガバナンスにおける多重代表訴訟の意義（上）』商事法務1926号 商事法務（2011年）
- 加藤貴仁『会社法制の見直しの検討（2）企業グループのコーポレート・ガバナンスにおける多重代表訴訟の意義（下）』商事法務1927号 商事法務（2011年）
- 金子登志雄『組織再編の手続』中央経済社（2007年）
- 加美和照『新訂 会社法 第10版』勁草書房（2011年）
- 神田秀樹『会社法第15版』弘文堂（2013年）
- 神田秀樹ほか『会社法制の見直しに関する中間試案について』ソフトロー研究19号
- 菊地 伸『会社法 改正法案の解説と企業の実務対応』清文社（2014年）
- 岸田雅雄『平成13年改正商法 コーポレート・ガバナンスとIT化・株式新制度』中央経済社（2002年）
- 北村雅史・高橋英治『藤田勝利先生古稀記念論文集 グローバル化の中の会社法改正』法律文化社（2014年）
- 小出 篤・小塚荘一郎・後藤 元・潘 阿憲『前田重行先生古稀記念 企業法・金融法の新潮流』商事法務（2013年）
- 河本一郎『現代会社法 新訂第9版』商事法務（2004年）
- 河本一郎・森田章・岸田雅雄・川口恭弘『日本の会社法 新訂第10版』商事法務（2011年）
- 小林秀之・高橋 均『株主代表訴訟とコーポレート・ガバナンス』日本評論社（2008年）
- 近藤光男『最新株式会社法第6版』中央経済社（2011年）
- 近藤光男『最近の株主代表訴訟をめぐる動向（下）』商事法務192
- 柴田和史『二段階代表訴訟』竹内昭夫先生追悼『商事法の展望—新しい企業法を求めて—』商事法務
- 志村直子『二段階（多段階）代表訴訟』『会社法制見直しの論点』商事法務
- 下谷政弘『持株会社の時代』有斐閣（2006年）
- 周 劍龍『持株会社と二重株主代表訴訟』私法61号249頁（1999年）
- 新谷 勝『詳解 改正会社法』税務経理協会（2014年）
- 末永敏和『コーポレート・ガバナンスと会社法』中央経済社（2010年）
- 関 俊彦『会社法概論 全訂第2版』商事法務（2009年）
- 高橋陽一『多重代表訴訟制度のあり方』商事法務（2015年）
- 土岐敦司・唐津恵一・志田至朗・辺見紀男・小畑良晴『株式交換・株式移転の理論・実務と書式』民事法研究会（2012年）
- 鳥養雅夫・大堀徳人・山田洋平『コーポレート・ガバナンスからみる会社法 平成26年改正を踏まえて』商事法務（2014年）
- 中村直人『判例にみる会社法の内部統制の水準』商事法務
- 中東正文『企業結合法制の実践』信山社（2008年）
- 中東正文『企業結合法制の理論』信山社（2008年）
- 布井千博・福原紀彦『企業の組織・取引と法』放送大学教育振興会（2007年）
- 野村修也・松井秀樹『実務に効く コーポレート・ガバナンス 判例精選』ジュリスト増刊 有斐閣（2013年）
- 野村修也・奥山健志『平成26年改正会社法』有斐閣（2014年）
- 畠田公明『純粋持株会社と株主代表訴訟』ジュリスト1140号16頁（1999年）
- 浜田道代『持株会社と会社の地位』資本市場法制研究会編『持株会社の法的諸問題—資本市場法制研究会報告』資本市場研究

- 会 (1995年)
- 浜田道代 『商法 第3版』 岩波書店 (2003年)
- 浜田道代・岩原紳作 『会社法の争点 ジュリスト増刊』 有斐閣 (2009年)
- 浜辺陽一郎 『会社法の 本当のツボ』 日本実業出版社 (2006年)
- 春田 博 『アメリカにおける重層代表訴訟の展開』長濱洋一教授還暦記念『現代英米会社法の諸相』 成文堂
- 船津浩司 『グループ経営の義務と責任』 商事法務 (2010年)
- 古川朋雄 『米国における二重代表訴訟制度の日本法への導入について』六甲台論集法学政治学篇54巻3号 (2008年)
- 前田雅弘・北村雅史 『新会社法全条文』 三省堂 (2005年)
- 前田雅弘 『親会社株主の保護』ジュリスト1439号 (2012年)
- 松井秀征 『会社法見直しの論点 (第2回) 多重代表訴訟制度の導入について』MARR197号45頁 (2011年)
- 丸山秀平・梶浦桂司・小宮靖毅 『企業再編と商法改正』 中央経済社 (2000年)
- 三原秀哲 『ここが変わった! 改正会社法の要点がわかる本』 翔泳社 (2014年)
- 武藤泰明 『持株会社経営の実際 (第2版)』 (2007年)
- 森本 滋 『企業結合法の総合的研究』 商事法務 (2009年)
- 森本 滋 『会社法コンメンタール17・18』 商事法務 (2010年)
- 森本 滋 『純粹持株会社と会社法』 法曹時報47巻12号
- 弥永真生 『リーガルマインド 会社法 第12版・第13版』 有斐閣 (2006年) 9号 (2011年)
- 山口利昭 『ビジネス法務の部屋からみた会社法改正のグレーゾーン』 レクシスネクシス・ジャパン (2014年)
- 山城将美 『企業統治の法的課題』 成文堂 (2007年)
- 山田泰弘 『親子会社・株式交換と多重的代表訴訟 (二・完): アメリカ法における運用と正当化理論を参考にして』名古屋大學法政論集178号 (1999年)、同『親子会社・株式交換と多重的代表訴訟 (一): アメリカ法における運用と正当化理論を参考にして』名古屋大學法政論集177号 (1999年)
- 山田泰弘 『株主代表訴訟の法理』 信山社 (2001年)
- 山田泰弘 『多重代表訴訟の導入』 法学教室 No.402 有斐閣 (2014年)
- 山本為三郎 『会社法の考え方 第8版』 八千代出版 (2011年)
- 別冊商事法務那No.372 『会社法制の見直しに関する要綱の概要』 商事法務 (2012年)
- 企業結合法制に関する調査研究報告書 商事法務
- 法務省 会社法の一部を改正する法律案 (国会提出主要法律案第186回国会)
- 法務省『企業結合法制に関する調査研究報告書』(2010年3月)
- 法制審議会会社法制部会第6回会議 (平成22年10月20日開催) 議事録
- 金融・商事判例1367号・金融・商事判例1399号
- 中間試案補足説明第2部、第1、1 (2)
- 旬刊経理情報 No.1389・1388・1370・1369 (2014年) 中央経済社
- 旬刊商事法務 No.2100・2099・2098 (2016年)・2059 (2015年)・2045・2043・2042・2040・2036・2035・2034・2021 (2014年)・2017・2000 (2013年) 商事法務研究会